(目的)

第1条 このポリシーは、本学の情報システム及び教育・研究・臨床活動に関連する情報 が適切かつ有効に管理・活用されることにより、社会の発展に貢献すること並びに利用 者に情報セキュリティに関する行動規範を示すことを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 このポリシーにおいて次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところ による。
 - (1) 「情報システム」とは、コンピュータ、コンピュータ・ネットワーク及び電気通信 ネットワークをいう。
 - (2) 「情報」とは、情報システムで扱う全ての情報をいう。
 - (3) 「情報セキュリティ」とは、情報及び情報システムが必要な手続に従い適時にアクセスでき、利用できること(可用性)、データ及び情報が正確、完全かつ最新のものであること(完全性)、並びにデータ及び情報が必要な手続に従いアクセス権限のある者にのみ開示されること(機密性)、これらが維持されることをいう。
 - (4) 「利用者」とは、常勤及び非常勤のすべての教職員、臨時及び短時間雇用者、派遣職員並びに大学院生、学部学生、研究生、専攻生及び臨床研修医等であって本学が情報システムの全部又は一部を管理、運営又は利用することを認めた者をいう。

(利用者の責務)

- 第3条 利用者は、次の各号に定める責務を負うとともに、法令並びにこのポリシー及び 別に定める運営と利用に関する学内規程を遵守しなければならない。
 - (1) 利用者は、情報セキュリティの必要性及びセキュリティ向上のために自らができることについて認識しなければならない。
 - (2) 利用者は、情報が紙文書であるか、電子情報であるか、それが情報システム又はネットワーク中に存在するか否かにかかわらず情報セキュリティについて責任を負うものとする。
 - (3) 利用者は、情報セキュリティ上の事故の予防、認知及び対応のために適時適切な行動をとらなければならない。
 - (4) 利用者は、アクセス権限を与えられた情報にのみアクセス又は利用するものとする。
 - (5) 利用者は、個人情報(特定の個人を識別できる情報をいう。)及び未公表の情報を本学の承認なしに公表又は第三者に開示してはならない。

(情報委員会)

- 第4条 情報システムの円滑な運用及び管理に必要な事項を審議し、理事長又は理事会に 建議するため情報委員会を設置する。
- 2 情報委員会は情報センター本部長及び理事長が任命する委員若干名から組織する。
- 3 情報センター本部長は、情報委員会の委員長となる。
- 4 情報委員会の運営等については、別に定める。

(情報システム管理者)

- 第5条 理事長は、各地区又は部門ごとに情報システム管理者を任命する。
- 2 情報システム管理者は、情報センター本部長を補佐し、所管の地区又は部門における 情報セキュリティの整備、運用、管理及び研修のために必要な施策を講じる。
- 3 情報システム管理者は、所管の地区又は部門における情報システムの運用、管理を補 佐させるため、情報システム運用責任者を任命する。

(内部監査)

- 第6条 このポリシーの遵守状況及び情報システムの現況を監査するため、内部監査委員会を設置する。
- 2 内部監査委員会の組織及び実施手順については別に定める。

(業務委託先の管理)

第7条 情報システム管理者は、情報の処理又は取扱いを含む業務を学外に委託する場合は、委託先にこのポリシーを遵守させるため、適切な業務委託契約を結ばなければならない。

(処分)

第8条 このポリシー及び情報セキュリティに係る学内規程に違反した場合における利用 の制限及び処分については、それぞれ別に定める学内規程による。

(ポリシーの改定)

第9条 このポリシーの改定は、情報委員会及び理事会の議を経て、理事長が行う。

附則

このポリシーは、平成19年11月1日から施行する。